

2018年11月14日

セミナー：イギリスの原子力政策と日立の原発輸出の現状

事故時の賠償責任 日英原子力協定

国際環境NGO FoE Japan

みつた かな

満田夏花

イギリスの原子力損害賠償制度の概要①

- 原子力施設法（Nuclear Installation Act 1965）
※2016年5月、「原子力施設（損害責任）命令」を定め、また原子力施設法を改正したが、まだ発効していない。
- パリ条約、ブラッセル補足条約

1) 無過失責任

過失の有無を問わず、原子力事業者が賠償の責任を負う。ただし、武力紛争における敵対行為による場合のみ免責。自然災害による場合は、免責されない。

2) 責任集中

原子力事業者のみが、賠償責任を負う。

イギリスの原子力損害賠償制度の概要②

3) 責任限度額～無限責任ではない

現時点では1億4,000万ポンド（約208億円、1ポンド≒148.4円）
改正法施行後は7億ユーロ（約910億円）となり、その後、毎年1億ユーロずつ引き上げられ、最終的に12億ユーロ（約1,560億円）となる。（1ユーロ≒130円）

4) 責任限度額を超える損害が生じた場合

議会の議決の範囲内で政府が補償。
改正法施行後は、責任限度額を超える分については、改正ブラッセル条約により、15億ユーロまで、締約国の分担拠出金を用いられる。

イギリスの原子力損害賠償制度の概要③

5) 賠償措置額

1億4,000万ポンド 改正法施行後については、「3)」に同じ

6) 賠償範囲

現行：人身・財産への損害

改正法施行後：人身・財産への損害・経済的損失

環境回復費用・逸失利益

損害拡大予防措置の費用

日本との比較

	イギリス（現行）	日本
免責事由	武力紛争	異常に巨大な天災地変 又は社会的動乱
責任限度	1億4,000万ポンド （約208億円）	制限なし（無限責任）
賠償の範囲	人身・財産への損害	相当因果関係が認めら れる範囲
賠償措置額	1億4,000万ポンド （約208億円）	1,200億円
責任限度額を超える 場合の措置	政府の補償（国会の議決の 範囲内）	政府の援助（国会の議 決の範囲内）

日英原子力協定①

< 経緯 >

1958年6月に、最初の日英原子力協定が締結（同年12月発効）。日本の最初の商用炉である東海原発と同原発の燃料輸入が主眼。

1968年3月、新たな日英原子力協定が締結（同年10月発効）。

1998年、現行の日英原子力協定が締結（同年10月発効、有効期間25年）。

日英原子力協定②

- 協定に基づいて移転された核物質等は平和的非爆発目的にのみ使用する（第3条）
- 日本はすべての核物質にIAEAの保障措置を適用し、イギリスはすべての非軍事用核物質にIAEAおよびユーラトムの保障措置を適用する（第2条、第4条）
- 協定に基づいて移転された核物質に適切な防護措置を維持する（第5条）
- 協定に基づき移転された原子力資機材及び核物質が両国からその管轄外へ移転される場合、原則として移転先より一定の保証を得る必要があり、核不拡散上機微なものについては、供給政府の事前同意を必要とする（第6条）
- 日英両国は、違反時の是正措置要求、および協定に基づいて移転された核物質の返還請求する権利を有する（第11条）

イギリスのユーラトム脱退の意味

- イギリスは、2019年3月29日にユーラトムから離脱
- 離脱協定案では、協定発効から2020年12月31日までを移行期間とし、同協定が発効すれば、2020年末までユーラトムによる保障措置が継続
- 現在、自発的な申告に基づくIAEAのボランタリー保障措置と、ユーラトム条約に基づく保障措置の2つを適用
- ユーラトラムの保障措置の方は、軍事施設を除く域内のすべての原子力施設となり、IAEAのボランタリー保障措置より、ユーラトラムの方が適用範囲が広い

日英原子力協定の見直し

- 第4条第1項
「イギリス国内の核物質についてはIAEAおよびユーラトムの保障措置の適用を受ける」
- 第2項
第1項で定められた措置が適用されない場合、「同等の保障措置を可能とする取決」を速やかに締結する